

○平成二十三年総務省告示第二百八十一号（登録検査等事業者等規則別表第五号第三の二注一及び別表第七号第三の二注一の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査又は点検の実施項目を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
二 点検の実施項目		二 点検の実施項目	
点検の項目 (略)	備考	点検の項目 (略)	備考
人体における比吸収率	設備規則第十四条の二第一項又は第二項に規定する無線局の無線設備に限る。	人体頭部における比吸収率	設備規則第十四条の二第一項に規定する無線局の無線設備に限る。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。